

議 事 日 程

令和 7 年第 1 回定例市会第 9 日

令和 7 年 6 月 6 日 午前10時開議

- 第 1 号 外 神戸市副市長選任の件
- 第 2 号 外 神戸市監査委員選任の件
- 第 3 関西広域連合議会議員選挙の件
- 第 4 阪神水道企業団議会議員選挙の件
- 第 5 兵庫県・神戸市調整会議委員選挙の件
- 第 6 予算第 20 号議案 令和 7 年度神戸市一般会計補正予算
- 第 7 第 34 号議案 神戸市市税条例の一部を改正する条例の件
- 第 8 第 35 号議案 神戸市民生委員定数条例の一部を改正する条例の件
- 第 9 第 36 号議案 神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例及び神戸市重度障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件
- 第10 第 37 号議案 神戸市都市公園条例の一部を改正する条例の件
- 第11 第 38 号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件
- 第12 第 39 号議案 （仮称）新北區文化センター建設機械設備工事請負契約締結の件
- 第13 第 40 号議案 中央卸売市場本場冷蔵庫棟新築冷凍設備工事請負契約締結の件
- 第14 第 41 号議案 中央卸売市場本場冷蔵庫棟新築電気設備工事請負契約締結の件
- 第15 第 42 号議案 市役所本庁前地下通路リニューアル事業委託契約締結の件
- 第16 第 43 号議案 神戸新交通ポートアイランド線（三宮駅）耐震補強業務に関する基本協定締結の件
- 第17 第 44 号議案 山陽新幹線新神戸駅構内新砂子橋補修業務に関する基本協定締結の件
- 第18 第 45 号議案 JR三ノ宮新駅ビル南デッキ（建築等）の整備に関する基本協定締結の件
- 第19 第 46 号議案 税関線横断デッキの整備に関する基本協定締結の件
- 第20 第 47 号議案 押部谷住宅 6・7・16号棟エレベーター設置他工事請負契約締結の件
- 第21 第 48 号議案 神戸市消防局高所カメラ系システム構築・設置工事等に係る業務委託契約締結の件
- 第22 第 49 号議案 物品取得の件（高規格救急自動車）
- 第23 第 50 号議案 物品取得の件（消防防災ヘリコプター及び装備品）
- 第24 第 51 号議案 物品取得の件（棚回転式食器消毒保管機）
(関係常任委員長報告)
- 第25 請願の審査結果について
- 第26 議員提出第24号議案 地方消費者行政の維持・強化のための施策を求める意見書提出の件
- 第27 議員提出第25号議案 子供たちの豊かな教育環境をつくるための教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度の堅持等を求める意見書提出の件

- 第28 議員提出第26号議案 議員派遣の件
- 第29 閉会中の継続審査について
- 第30 特別委員会の報告について
- 第31 常任委員会委員、市会運営委員会委員及び特別委員会委員の選任について

神戸市会議長

出席議員（63名）						欠 員（1名）												
欠 席 議 員（1名）																		
1	番	前	田	あ	き	ら	君	2	番	森	田	た	き	子	君			
3	番	岩	谷	し	げ	な	り	君	4	番	の	ま	ち	圭	一	君		
5	番	な	ん	の	ゆ	う	こ	君	6	番	原		直	樹	君			
7	番	木	戸	さ	だ	か	ず	君	8	番	浅	井	美	佳	君			
9	番	岩	佐	け	ん	や	君	10	番	萩	原	泰	三	君				
11	番	坂	口	有	希	子	君	12	番	香	川	真	二	君				
13	番	村	上	立		真	君	14	番	上	原	み	な	み	君			
15	番							16	番	川	口	ま	さ	る	君			
17	番	さ	と	う	ま	ち	こ	君	18	番	な	が	さ	わ	淳	一	君	
19	番	山	本	の	り	か	ず	君	20	番	黒	田	武	志	君			
21	番	か	じ	幸	夫		君	22	番	や	の	こ	う	じ	君			
23	番	大	野	陽	平		君	24	番	平	野	達	司	君				
25	番	上	島	寛	弘		君	26	番	細	谷	典	功	君				
27	番	宮	田	公	子		君	28	番	門	田	ま	ゆ	み	君			
29	番	朝	倉	え	つ	子	君	30	番	味	口	と	し	ゆ	き	君		
31	番	赤	田	か	つ	の	り	君	32	番	三	木	し	ん	じ	ろ	う	君
33	番	外	海	開		三	君	34	番	住	本	か	ず	の	り	君		
35	番	高	橋	と	し	え	君	36	番	諫	山	大	介	君				
37	番	伊	藤	め	ぐ	み	君	38	番	岡	田	ゆ	う	じ	君			
39	番	吉	田	健	吾		君	40	番	植	中	雅	子	君				
41	番	五	島	大	亮		君	42	番	山	下	て	ん	せ	い	君		
43	番	し	ら	く	に	高	太	郎	君	44	番	河	南	忠	和	君		
45	番	徳	山	敏	子		君	46	番	高	瀬	勝	也	君				
47	番	あ	わ	は	ら	富	夫	君	48	番	西		た	だ	す	君		
49	番	大	か	わ	ら	鈴	子	君	50	番	森	本		真	君			
51	番	松	本	の	り	子	君	52	番	大	井	と	し	ひ	ろ	君		
53	番	平	野	章	三		君	54	番	よ	こ	は	た	和	幸	君		
55	番	川	内	清	尚		君	56	番	村	野	誠	一	君				

57 番 松 本 し ゅ う じ 君
 59 番 平 井 真 千 子 君
 61 番 坊 や す な が 君
 63 番 菅 野 吉 記 君
 65 番 吉 田 謙 治 君

58 番 山 口 由 美 君
 欠60 番 坊 池 正 君
 62 番 堂 下 豊 史 君
 64 番 壬 生 潤 君

議事に参与した事務局職員

市会事務局長 村 井 秀 徳 君
 議 事 課 長 竹 下 弘 一 君
 政 策 調 査 課 長 久 保 阿 左 子 君
 議 事 課 係 長 宮 田 義 隆 君

市会事務局次長 近 都 正 之 君
 総 務 課 長 尾 田 広 樹 君
 議 事 課 係 長 四 方 惇 史 君

出席説明員

市長	久元喜造君		
副市長	今西正男君	副市長	小原一徳君
副市長	黒田慶子君		
教育長	福本靖君	選挙管理委員会 委員長	村上雅彦君
人事委員会 委員長	芝原貴文君	監査委員	福本富夫君
危機管理監兼 危機管理局長	上山繁君	企画調整局長	西尾秀樹君
行財政局長	正木祐輔君	地域協働局長	金井和之君
文化スポーツ局長	三重野雅文君	福祉局長	八乙女悦範君
健康局長	熊谷保徳君	こども家庭局長	中山さつき君
環境局長	柏木和馬君	経済観光局長	大畑公平君
建設局長	小松恵一君	都市局長	山本雄司君
理事兼都市局 都心再整備本部長	中原信君	建築住宅局長	根岸芳之君
港湾局長	長谷川憲孝君	消防局長	栗岡由樹君
水道局長	藤原政幸君	交通局長	城南雅一君
教育委員会事務局長	竹森永敏君	選挙管理委員会 事務局長	長谷英昭君
監査事務局長 兼人事委員会 事務局長	中田裕子君	会計室長	片野敦靖君
行財政局副局長	安居大樹君	行財政局財務課長	大下和宏君

(午前10時0分開議)

(菅野議長議長席に着く)

○議長(菅野吉記君) ただいまより本日の会議を開きます。

最初に、諸般の報告を申し上げます。

報道機関による傍聴席での撮影及び録音の許可についてであります。読売新聞社、NHK、神戸新聞社、時事通信社より本日の本会議の様子を撮影及び録音したい旨の申出があり、許可いたしましたので御報告申し上げます。

以上、報告を終わります。

これより議事に入ります。

○議長(菅野吉記君) 日程によりまして、日程第1 号外神戸市副市長選任の件を議題に供します。

これより当局の説明を求めます。

久元市長。

○市長(久元喜造君) ただいま上程になりました号外議案神戸市副市長選任の件につきまして御説明申し上げます。

このたび副市長小原一徳氏が6月30日をもって任期満了となりますので、その後任として、建設局長小松恵一氏を副市長に選任したいと存じます。

小松氏は、昭和57年に神戸市職員として採用されて以来、建設局西部建設事務所長や建設局副局長、建設局長などの職を歴任し、神戸のまちづくりに深く携わってきたことから、豊富な行政経験・行政手腕を有しています。

以上のように、同氏は副市長として適任と認められますので、地方自治法第162条の規定により、その選任について議会の同意を求める次第であります。

何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(菅野吉記君) 当局の説明は終わりました。

本件に関し、発言の通告もありませんので、本件は委員会の付託を省略し、同意すること

に決しまして御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菅野吉記君) 御異議がないと認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

この際、小松建設局長より御挨拶がございます。

小松建設局長。

(小松建設局長登壇)

○建設局長(小松恵一君) 一言御挨拶を申し上げます。

ただいま副市長の選任につきまして御同意を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

甚だ微力ではございますが、久元市長を補佐し、神戸の輝かしい未来に向けて全力を傾注してまいる所存でございます。

皆様方におかれましては、今後もより一層御指導・御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。誠に簡単ではございますがお礼の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○議長(菅野吉記君) 御挨拶は終わりました。

○議長(菅野吉記君) 次に、日程第2 号外神戸市監査委員選任の件を議題に供します。

この際、申し上げます。

本件については、地方自治法第117条の規定により、該当の方は除斥されることになっておりますので、御退席願います。

(該当議員退場)

○議長(菅野吉記君) これより当局の説明を求めます。

久元市長。

○市長(久元喜造君) ただいま上程になりました号外議案神戸市監査委員選任の件につきまして、御説明申し上げます。

このたび、市会議員のうちから選任された監査委員、菅野吉記氏が辞任されましたので、その後任として、山下てんせい氏を選任したいと存じます。

山下氏は、その人物、経歴、手腕などから見まして、監査委員として適任と認められますので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、その選任について議会の同意を求める次第であります。

何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菅野吉記君） 当局の説明は終わりました。

本件に関し、発言の通告ありませんので、本件は委員会の付託を省略し、同意することに決しまして御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菅野吉記君） 御異議がないと認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

（該当議員入場）

○議長（菅野吉記君） 次に、日程第3 関西広域連合議会議員選挙の件を議題に供します。

本件は、欠員となっている関西広域連合議会の神戸市会選出議員を、関西広域連合規約第9条の規定に基づき選挙しようとするものであります。

本件選挙の方法は、単記無記名投票により決します。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

（閉扉）

○議長（菅野吉記君） これより投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（菅野吉記君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（なし）

○議長（菅野吉記君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

（投票箱点検）

○議長（菅野吉記君） それでは、1 番前田あきら君より順次投票願います。

（投票）

○議長（菅野吉記君） それでは、投票漏れはございませんか。

（なし）

○議長（菅野吉記君） 投票漏れなしと認めます。

よって、投票は終了いたしました。

これより開票をいたします。

開票立会人を指名いたします。

前田あきら君、

岩谷しげなり君、

木戸さだかず君、

浅井美佳君、

岩佐けんや君、

以上5名の方を御指名いたします。

それでは、開票立会人の方はお願いいたします。

（5 立会人立会・開票）

○議長（菅野吉記君） それでは、開票立会人は席にお戻りください。御苦労さまでした。

それでは、開票の結果を御報告申し上げます。

出席議員数 63名

投票総数 63票

有効投票 54票

無効投票 9票

有効投票中

住本かずのり君 19票

よこはた和幸君 18票

河南忠和君 17票

以上であります。

よって、住本かずのり君、よこはた和幸君が当選されました。

それでは、議場の閉鎖を解きます。

（開扉）

○議長（菅野吉記君） 次に、日程第4 阪神水道企業団議会議員選挙の件を議題に供します。

本件は、阪神水道企業団議会の神戸市会選出議員のうち、欠員となっている6名の議員

を、阪神水道企業団規約第7条の規定に基づき選挙しようとするものであります。

この際、お諮りいたします。

本件選挙の方法は投票の煩を省き、議長より指名いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菅野吉記君） 御異議がないと認めます。

それでは、これより御指名申し上げます。

阪神水道企業団議会議員は、お手元の阪神水道企業団議会議員名簿のとおり御指名申し上げます。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菅野吉記君） 御異議がないと認めます。

それでは、さように決定いたしました。

○議長（菅野吉記君） 次に、日程第5 兵庫県・神戸市調整会議委員選挙の件を議題に供します。

本件は、兵庫県・神戸市調整会議の神戸市会選出委員のうち、欠員となっている2名の委員を、地方自治法第252条の21の2の規定に基づき選挙しようとするものであります。

この際、お諮りいたします。

本件選挙の方法は、投票の煩を省き、議長より指名いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菅野吉記君） 御異議がないと認めます。

それでは、これより御指名申し上げます。

兵庫県・神戸市調整会議委員は、お手元の兵庫県・神戸市調整会議委員名簿のとおり御指名申し上げます。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菅野吉記君） 御異議ないと認めます。それでは、さように決定いたしました。

○議長（菅野吉記君） 次に、日程第6 予算第20号議案より、日程第24 第51号議案に至る19議案、一括議題に供します。

これより、委員会審査の経過並びに結果について、関係常任委員長の報告を求めます。

まず、総務財政委員会委員長上畠寛弘君。

（25番上畠寛弘君登壇）

○25番（上畠寛弘君） ただいま議題となりました諸議案中、本委員会所管分の予算第20号議案の関係分、第34号議案及び第38号議案、以上合計3議案について一括御報告申し上げます。

まず、予算第20号議案の関係分は、財政需要に対応するため予備費を減額するに当たり予算を補正しようとするものであります。

次に、第34号議案は、令和7年度税制改正による地方税法等の改正に当たり、条例の一部を改正しようとするものであります。

最後に、第38号議案は、選挙時の円滑な執行を図るため、物価の変動や選挙時の執行状況等を考慮し、選挙長等の報酬の額を改正するに当たり条例の一部を改正しようとするものであります。

委員会は審査の結果、いずれも原案を承認することに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（菅野吉記君） 次に、教育こども委員会委員長さとうまちこ君。

（17番さとうまちこ君登壇）

○17番（さとうまちこ君） ただいま議題となっております諸議案中、本委員会所管分の第51号議案について御報告申し上げます。

第51号議案は、学校給食用物品として、棚回転式食器消毒保管機を買い入れようとするものであります。

委員会は、審査の結果、原案を承認することに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（菅野吉記君） 次に、福祉環境委員会委員長高瀬勝也君。

(46番高瀬勝也君登壇)

○46番(高瀬勝也君) ただいま議題となっております諸議案中、本委員会所管分の第35号議案及び第36号議案、以上合計2議案について一括して御報告申し上げます。

まず、第35号議案は、民生委員の定数について規則で定めるよう改正しようとするものであります。

次に、第36号議案は、神戸市高齢期移行者医療費助成及び神戸市重度障害者医療費助成の助成対象者の所得判定に関する規定を改正しようとするものであります。

委員会は審査の結果、いずれも原案を承認することに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(菅野吉記君) 次に、建設防災委員会委員長伊藤めぐみ君。

(37番伊藤めぐみ君登壇)

○37番(伊藤めぐみ君) ただいま議題となっております諸議案中、本委員会所管分の第37号議案、第42号議案より第44号議案に至る3議案、第48号議案より第50号議案に至る3議案、以上合計7議案について一括御報告申し上げます。

まず、第37号議案は、王子公園再整備に関して公園の建蔽率の上限を改定するとともに、廃止または一旦廃止する有料公園施設に関する項目を削除するため、条例を改正しようとするものであります。

次に、第42号議案は、市役所本庁前地下通路における接続地下広場の増築並びに地下通路の内装リニューアルに係る設計等を実施するに当たり、委託契約を締結しようとするものであります。

次に、第43号議案は、神戸新交通三宮駅舎において耐震補強工事を行うに当たり、基本協定を締結しようとするものであります。

次に、第44号議案は、山陽新幹線新神戸駅に近接した橋梁について補修工事を実施するに当たり、基本協定を締結しようとするもの

であります。

次に、第48号議案は、高所カメラシステム及びヘリコプターテレビ画像伝送システムに係る設計・構築・設置工事等を実施するに当たり、委託契約を締結しようとするものであります。

次に、第49号議案は、救急活動等用物品として高規格救急自動車を、第50号議案は、消防防災用物品として、消防防災ヘリコプター及び装備品をそれぞれ取得しようとするものであります。

委員会は審査の結果、いずれも原案を承認することに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(菅野吉記君) 次に、経済港湾委員会委員長大かわら鈴子君。

(49番大かわら鈴子君登壇)

○49番(大かわら鈴子君) ただいま議題となっております諸議案中、本委員会所管分の予算第20号議案の関係分、第39号議案より第41号議案に至る3議案、以上合計4議案について一括御報告申し上げます。

まず、予算第20号議案の関係分は、米国の関税措置により影響を受ける市内事業者への支援に取り組むため、市内事業者への影響調査等に伴い予算を補正しようとするものであります。

次に、第39号議案は、新北区文化センター整備に係る機械設備工事の請負契約を締結しようとするものであります。

次に、第40号議案は、中央卸売市場本場において、冷蔵庫棟の新築冷凍設備工事に当たり、第41号議案は、冷蔵庫棟の新築電気設備工事に当たり、それぞれ工事請負契約を締結しようとするものであります。

委員会は審査の結果、いずれも原案を承認することに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(菅野吉記君) 次に、都市交通委員会委員長大野陽平君。

(23番大野陽平君登壇)

○23番(大野陽平君) ただいま議題となっております諸議案中、本委員会所管分の第45号議案、第46号議案及び第47号議案、以上合計3議案について一括御報告申し上げます。

まず、第45号議案及び第46号議案は、三宮駅周辺における、えき～まち空間の実現のため、JR三ノ宮新駅ビル南デッキ及び税関線横断デッキを整備するに当たり、それぞれ工事委託に係る基本協定を締結しようとするものであります。

次に、第47号議案は、第3次市営住宅マネジメント計画に基づき、押部谷住宅6・7・16号棟にエレベーター等を設置するに当たり、工事請負契約を締結しようとするものであります。

委員会は審査の結果、いずれも原案を承認することに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(菅野吉記君) 以上で委員長の報告は終わりました。

委員長の報告に関し、御質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菅野吉記君) 御質疑がなければ、これより討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

30番味口としゆき君。

(30番味口としゆき君登壇)(拍手)

○30番(味口としゆき君) 日本共産党市会議員団を代表し、第35号議案、第37号議案、第42号議案、第45号議案、第46号議案について、委員長報告に反対し、討論を行います。

第35号議案は、民生委員の定数を規則で定め、定数を議会の議決を経ないもので、定数削減につながるものであり、認められません。

第37号議案は、大学誘致を優先する王子公園再整備計画に合わせて、王子公園のみ建蔽率を緩和し、公園本来の機能や目的を低下させるため条例を改正するものです。

国土交通省の都市公園法運用指針が示すように、都市公園はそもそも原則として建築物によって建蔽されない公共オープンスペースとしての基本的性格を有するものです。ところが、本議案は大学誘致により王子公園の面積を縮小するとともに、立体駐車場などを公園内に建設する王子公園再整備計画に沿って、建蔽率を王子公園のみ引き上げ、さらにプールや陸上競技場を廃止し、公園の本来の機能である市民の休息・運動などのレクリエーション機能、また阪神・淡路大震災の際に防災拠点として機能し、現在も神戸市地域防災計画で防災拠点としている防災機能を弱めるものと言わざるを得ません。

本会議や委員会質疑で市長、副市長、建設局長などは、そろって都市公園法の建蔽率規制の規定を古くなったように答弁しました。しかし、国土交通省都市局が昨年2024年12月に出した都市公園法運用指針でも、施行令である特別な場合を除いて100分の2を超えてはならないとしてきたのは、法制定当時に全国の公園について調査した結果、特別の場合を除き公園が本来の機能を発揮するためには、この程度が限界であり、かつ公園管理上も無理のない数字であることが実証されたからであるとしており、公園内に一定のオープンスペースを確保したからよいとするものではありません。

また、市長は都市公園法等に規定されている建蔽率規制について、昔ながらの画一的・形式的・中央集権的、時代錯誤の発想などと答弁しました。しかし、国土交通省は都市公園法改正のポイントで、都市公園法の規制緩和の必要性について、民間のビジネスチャンスの拡大と述べているように、2011年の地方分権一括法で都市公園の建蔽率の規定を参酌基準にし、都市公園法の建蔽率を参酌し、地方自治体の条例で建蔽率を決めた真の狙いは、大企業などの利潤追求のために、公共空間である都市公園を差し出すことにあることは明

白です。

自公政権による新自由主義路線による大企業優先の悪政に、まさに中央集権的に追随し、大学のもうけを最優先に、市民が長年愛着を持って利用してきた王子公園の歴史や積み重ねを廃して、王子公園を差し出すものであり、本議案は認められません。

第42号議案、第45号議案、第46号議案は、それぞれ都心・三宮の再開発に乗じて、地下通路や歩行者デッキなどを整備するものです。これも結局は大企業の利潤追求のためには時代錯誤の大型開発には湯水のように予算を注ぎ込むものであり、住民福祉の増進という自治体の本旨から離れるものであり、3つの議案についても認めることはできません。

以上、反対の理由について述べ、討論いたします。議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（菅野吉記君） 討論は終わりました。

これより順次お諮りいたします。

まず、第37号議案についてお諮りいたします。

本件を委員長の報告どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菅野吉記君） 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、第35号議案、第42号議案、第45号議案及び第46号議案、以上合計4議案についてお諮りいたします。

本件を委員長の報告どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菅野吉記君） 起立多数であります。

よって、本件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、予算第20号議案、第34号議案、第36号議案、第38号議案から第41号議案に至る4議案、第43号議案、第44号議案及び第47号議

案から第51号議案に至る5議案、以上合計14議案についてお諮りいたします。

本件は委員長の報告どおり決しまして御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菅野吉記君） 御異議ないと認めます。

よって、本件はいずれも原案のとおり可決されました。

○議長（菅野吉記君） 次に、日程第25 請願の審査結果についてを議題に供します。

これより委員会審査の経過並びに結果について、関係常任委員長の報告を求めます。

まず、総務財政委員会委員長上嶋寛弘君。

（25番上嶋寛弘君登壇）

○25番（上嶋寛弘君） ただいま議題となりました請願のうち、本委員会所管分の請願第7号について御報告申し上げます。

請願第7号は、地方消費者行政が安定的に遂行されるよう、国において地方消費者行政強化交付金の交付期限延長のほかP I O－N E T刷新や消費生活相談のデジタル化について財政措置するとともに、消費生活相談情報の聴取等の事務について、恒常的な財政措置を検討することなどを要望する意見書を提出するよう求める趣旨であります。

委員会は審査の結果、本請願を採択すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（菅野吉記君） 次に、教育こども委員会委員長さとうまちこ君。

（17番さとうまちこ君登壇）

○17番（さとうまちこ君） ただいま議題となっております請願のうち、本委員会所管分の請願第6号について御報告申し上げます。

請願第6号は、神戸市小学校の学校給食における牛乳の選択制導入を求めるものであります。

委員会は審査の結果、学校給食では1日に必要なカルシウム基準量の50%が摂取できるよう国基準が示されており、成長期の児童・

生徒の心身の健全な発達のためには、基本的には学校給食における牛乳の飲用は推奨すべきものであること、また、本市の小学校においては、アレルギーの有無を問わず、牛乳の提供中止については個々の児童の状況に応じて柔軟に対応していること等の理由により、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（菅野吉記君） 委員長の報告は終わりました。

委員長の報告に関し、御質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菅野吉記君） 御質疑がなければ、これより討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

48番西 ただす君。

（48番西 ただす君登壇）（拍手）

○48番（西 ただす君） 私は、日本共産党神戸市会議員団を代表しまして、請願第6号神戸市小学校の学校給食における牛乳の選択制導入を求める請願について、委員長報告に反対し、採択を求め討論いたします。

神戸市は、学校給食摂取基準に基づいてカルシウムなどの栄養を摂取する上で、牛乳を含めた喫食が望ましいとしていますが、中学校は選択制となっており、請願では同様の措置を小学校でも取ることを求めています。

教育委員会は牛乳の停止を小学生にも認めているとしていますが、小学生に渡される給食に関する調査書には、中学生にある牛乳の選択の欄はありません。本年度になって初めてアレルギーにかかわらず、給食について御不安のある場合は学校に御相談くださいという記載がされましたが、この調査書は入学時にしか渡されず、2年生以上の児童や保護者は目にする機会がありません。

2024年度において、牛乳を停止している児童は小学生で2%程度なのに対して、中学生は20%を超え、実に10倍以上の差が生まれて

います。小学校で牛乳を停止している児童は、昨年度1,083人となっていますが、アレルギーを理由とする生徒が半数に上る一方、366人が牛乳の摂取で下痢など体調不良を起こす乳糖不耐症が原因となっています。国民に占める乳糖不耐症の比率は高いとの調査も出ており、希望することができれば、もっと多くの児童が牛乳を停止している可能性があります。

委員会の質疑では、中学生にだけ選択制を認めている理由として、中学生は飲まないという意味が強いからとされましたが、小学生は意思がはっきりしていないという決めつけは、子どもの権利条約にある子供の意見表明権を軽んじるものではないでしょうか。

教育委員会は実質的には選択制とあまり変わらない仕組みになっていると答えていますが、実際にはそうありません。食育を大切にするというならば、児童や生徒の食への不安に寄り添い、相談に乗りながら中学生と同様の対応をすべきです。また、飲み残しによるフードロスについても議論されました。この点からも、もっと柔軟に対応すべきと考えます。

以上、こうした市民の願いに応えていただき、議員の皆様にご賛同をお願いいたしまして、討論といたします。（拍手）

○議長（菅野吉記君） 討論は終わりました。これより順次お諮りいたします。

初めに、請願第6号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菅野吉記君） 起立少数であります。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

次に、請願第7号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菅野吉記君） 起立多数であります。

よって、本件は採択と決定いたしました。

○議長（菅野吉記君） 次に、日程第26 議員

提出第24号議案及び日程第27 議員提出第25号議案について一括議題に供します。

本件は、いずれも意見書を提出しようとするものであります。

まず、議員提出第24号議案について、提案理由の説明を求めます。

43番しらくに高太郎君。

(43番しらくに高太郎君登壇)

○43番(しらくに高太郎君) ただいま議題となりました議員提出第24号議案地方消費者行政の維持・強化のための施策を求める意見書提出の件につきまして、提案議員を代表して提案説明をさせていただきます。

消費生活相談件数は全国的に年々増加しており、被害も多様化・高度化している中、消費者被害に対応するためには、地方公共団体の相談窓口の充実が必要不可欠です。しかしながら、長年、地方の消費生活相談体制を支えてきた国の交付金は、活用期限の到来により、令和9年度には全ての地方公共団体で終了します。各自治体で自主財源により、消費者行政の維持に努力していますが、交付金の終了により相談窓口の維持や交付金で実施してきた啓発、消費者教育等の事業の継続が困難になるなど、地方消費者行政が後退・縮小するおそれがあります。

全国消費生活情報ネットワークシステム(P I O - N E T)の刷新及び消費生活相談のデジタル化による財政上の負担、消費生活相談員の担い手不足なども、地方消費者行政の安定的実施を妨げる要因となっています。特にP I O - N E T登録業務は、国の消費者行政を支える柱であり、その費用は国が負担すべきです。

よって、国におかれては、地方消費者行政の拡充・強化の実現に向け、下記の事項に取り組まれるよう強く要望します。

1. 地方消費者行政推進事業に対する地方消費者行政強化交付金の交付期限を相当期間延長するか、少なくとも同交付金と同様に消

費生活相談員の人件費にも充てることができる交付金等の財政支援を早急に措置すること。

2. P I O - N E Tの刷新、消費生活相談のデジタル化により、地方公共団体に生じる費用を国において措置する。

3. 消費生活相談情報の聴取及びP I O - N E T登録事務等、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務であって、国全体の消費者被害防止の意義を有する事務として、円滑な運営を推進する必要があるものに対し、地方財政法第10条を改正して国の恒常的な財政措置を検討すること。

議員各位におかれましては、本意見書の趣旨を御理解いただき、御賛同いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長(菅野吉記君) 次に、議員提出第25号議案について、提案理由の説明を求めます。

36番諫山大介君。

(36番諫山大介君登壇)

○36番(諫山大介君) ただいま議題となりました議員提出第25号議案子供たちの豊かな教育環境をつくるための教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度の堅持等を求める意見書提出の件につきまして、提案議員を代表して説明を申し上げます。

現在、学校現場では解決すべき課題が山積し、その対応により教職員は子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や、授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況になっております。

令和3年の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正により、中学校でも35人の学級実施をする方針ですが、きめ細やかな教育活動を進めるためには、さらなる学級編制標準の引下げや少人数学級の実現が必要です。1人1人の子供たちへのきめ細やかな対応や学びの質を高めるとともに、学校の働き方改革を実現するために、地方自治体は安定的に教職員を配置し、

教育環境を整備していく必要があります。

そのためには計画的な教職員の定数改善に加え、学校・教師が担う業務に係る３分類に係る取組に必要な財政措置の充実が欠かせません。地方自治体間で教育格差が生じることがないように、住む場所にかかわらず一定水準で教育を子供たちに提供することは、国によって実現していくべきです。

さらに、現状の教育課程の基準に沿って設定された学校のカリキュラムは、授業の時数と内容が過度になっているため、子供や教職員が大きな負担を強いられている状態です。このため次期学習指導要領では内容の精選と標準時数の削減が強く求められます。よって、国におかれては、令和８年度の予算編成において、教育の機会均等と教育水準の維持・向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること、学校の働き方改革及び長時間労働是正を実現するため、国庫負担に裏づけされた加配の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善を推進することなどを、意見書に示す７つの事項に取り組まれるように強く要望します。

以上のことから、議員の皆様におかれましては、提案の趣旨を御理解いただき、国に意見書を提出することに御賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（菅野吉記君） 提案説明は終わりました。

本件について、いずれも発言の通告もありませんので、本件は委員会の付託を省略し、直ちにお諮りいたします。

まず、議員提出第24号議案についてお諮りいたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菅野吉記君） 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されまし

た。

次に、議員提出第25号議案についてお諮りいたします。

本件に関し、原案のとおり決しまして御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菅野吉記君） 御異議ないと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。

ただいま可決されました議員提出第24号議案及び議案提出第25号議案の取扱いは、議長に御一任いただきたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菅野吉記君） 御異議ないと認めます。

それでは、さように決定いたしました。

○議長（菅野吉記君） 次に、日程第28 議員提出第26号議案について議題に供します。

これより提案理由の説明を求めます。

59番平井真千子君。

（59番平井真千子君登壇）

○59番（平井真千子君） ただいま議題となりました議員提出第26号議案議員派遣の件につきまして、提案議員を代表して提案説明をさせていただきます。

本件は、全国市議会議長会の会長であった坊議員が、退任後に相談役に委嘱されたことに伴い、全国市議会議長会の理事会など相談役へ出席を求められる会議へ出席をしようとするものであります。派遣期間及び派遣場所は議案に記載のとおりであります。

以上、議員の皆様におかれましては、何とぞ提案の趣旨を御理解いただき、御賛同いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（菅野吉記君） 提案説明は終わりました。

本件に関し、発言の通告もありませんので、

本件は委員会の付託を省略し、原案のとおり決しまして御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菅野吉記君） 御異議がないと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（菅野吉記君） 次に、日程第29 閉会中の継続審査についてを議題に供します。

総務財政委員会委員長から、議員提出第23号議案及び請願第5号について、会議規則第57条の規定により、閉会中の継続審査の申出がありました。

本件について発言の通告ありませんので、直ちにお諮りいたします。

本件について、閉会中の継続審査に付することに決しまして御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菅野吉記君） 御異議ないと認めます。それでは、さように決定いたしました。

○議長（菅野吉記君） 次に、日程第30 特別委員会の報告についてを議題に供します。

本件は、外郭団体に関する特別委員会、大都市行財政制度に関する特別委員会及び未来都市創造に関する特別委員会における過去1年間の活動経過について、それぞれ報告を求めるものであります。

これより順次報告を求めます。

まず、外郭団体に関する特別委員会委員長吉田健吾君。

（39番吉田健吾君登壇）

○39番（吉田健吾君） 令和6年度外郭団体に関する特別委員会の活動状況報告について、御報告申し上げます。

本委員会は、地方自治法第221条第3項に定められた市の出資団体のうち、出資率の高い団体32団体を対象に、その運営の実態を把握するとともに、事業効果について調査を行うものであります。

令和6年7月8日より各団体における事業

の実施状況や財務状況、経営改善の取組について当局の報告を求め審査を行うほか、実地視察を行うなど精力的に活動してまいりました。

委員会審査においては、委員から、各団体の事業実施の基本的な考え方、今後の方向性、在り方はもとより、それぞれの団体の課題や問題点等について熱心な質疑がなされました。

特に印象に残ったのは、神戸医療産業都市の審査でありました。令和6年度には、神戸医療産業都市の将来像が発表され、新たなフェーズを迎える神戸医療産業都市推進機構に対して、医療産業都市のさらなる発展に向けて、今後の経営の在り方や、市民に効果が還元される産業化の取組等、様々な質疑が行われるとともに、意見・提案がなされました。

また、同機構の実地視察において、各種研究に取り組む職員と意見交換を実施し、取組を深く理解できたことは大変有意義なものでありました。

さて、全国同様に本市も少子・高齢化に伴う人口の自然減に直面し、今後は人口減少時代にふさわしい持続可能なまちづくりが求められます。また、4月には神戸空港での国際チャーター便の運用が始まり、その効果を最大限に生かして、神戸をさらなる高みへ押し上げていかなければなりません。

外郭団体においては、これらの大きく変化する社会ニーズに弾力的に対応し、これまで以上に柔軟できめ細やかな市民サービスの提供に努めるべきであります。

今後の外郭団体運営に当たっては、団体の目的や役割を一層明確にし、市と共に課題解決や使命の達成に取り組んでいくことが求められます。そのためには、神戸市全体として一体的で質の高い公的サービスを提供できる仕組みを構築するため、外郭団体の自主性を発揮させつつ、市として統括・調整を十分に行っていくことが重要であります。そうした取組により、ますますの団体の発展とともに、

市民への利益還元が図られるような好循環がもたらされることを期待しているところであります。

令和3年8月に公表された外郭団体の抜本的な見直し方針を踏まえ、翌3月には各外郭団体における経営改革プランが公表され、団体に求められるミッションの達成に向けた取組が、外郭団体において進められております。引き続き団体と市と綿密に連携していただき、これまで述べた観点を踏まえ、着実に実行いただきますようお願い申し上げます。

なお、各外郭団体の固有の課題や問題点については、委員会の審査過程において各委員から述べられた意見・要望などを十分踏まえ、今後の事業運営の中で対応していかれるよう申し上げます。

以上、委員会の活動状況について御報告申し上げます。議員各位の御了承を賜りたいと存じます。

○議長（菅野吉記君） 次に、大都市行財政制度に関する特別委員会委員長ながさわ淳一君。（18番ながさわ淳一君登壇）

○18番（ながさわ淳一君） 大都市行財政制度に関する特別委員会の活動について、御報告申し上げます。

本委員会は、大都市税財政制度の確立や大都市制度及び広域連携の在り方について調査をするため活動してまいりました。

大都市税財政制度の確立に関しましては、当局に対して国への要望活動に関する報告を求めるとともに、大都市財政の実態に即応する財源の拡充を図るため、他の指定都市議会の関係委員会と連携し、政府及び国会に対し要望活動を行いました。

大都市制度及び広域連携の在り方に関しましては、指定都市市長会における活動状況や、関西広域連合をはじめとする広域連携における取組、地方分権に向けた取組などについて当局に報告を求め、議論を深めるとともに、「地方財政の現状と課題」や「大都市制度を

めぐる動向」をテーマに、学識経験者を参考人として招致し、意見を聴取するなど、調査を進めてきたところです。また、圏域での広域的な連携をテーマに行政調査を実施しました。

続きまして、本委員会が他の指定都市議会の関係委員会と共に行った要望活動について御報告申し上げます。

税制関係では、真の分権型社会を実現するための国・地方間の税源配分の是正、大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充・強化、事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設などを求めるとともに、財政関係では、国庫補助負担金の改革、国直轄事業負担金の廃止、地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止などを求めました。

また、本市独自の要望として、神戸空港の国際化を契機とした取組の推進をはじめ、神戸港の機能強化、都心・三宮再整備の推進、暮らしの安全・安心を守る取組の推進、子育て・教育環境の充実、高齢者・障害者施策等の推進などを求めました。

その結果、地方交付税等の一般財源総額について、交付団体ベースで前年度を1.1兆円上回る63.8兆円を確保するとともに、地方交付税総額について前年度を3,000億円上回る19兆円を確保することができました。さらに臨時財政対策債は、平成13年度の制度創設以来、初めて新規発行額はゼロとなりました。

また、令和7年度政府予算において、神戸空港の国際化を契機とした取組の推進として、神戸空港の機能強化及び周辺整備の推進に対する財政支援、都心・三宮再整備の推進として、神戸三宮駅交通ターミナル整備事業に対する事業費の確保、神戸医療産業都市新産業の推進として、スーパーコンピューティング研究拠点の形成と産業利用の推進や実践的・創造的技術者育成の中核となる市立工業高等専門学校に対する財政支援の拡充、安全・安心なまちづくりの推進として、公立病院の施

設整備に係る財政措置の拡充、子育て・教育環境の充実として、教育・保育施設等の環境改善に向けた財政支援や教職員定数の計画的な改善及び安定的な学校運営体制の確保、保健・福祉・医療の充実として、带状疱疹ワクチンの定期接種化などについて予算計上されたところです。

以上のように、委員各位の熱心な活動により、一定の成果が得られたところではありますが、現在、我が国は急速な人口減少や東京一極集中、孤独・孤立や地域社会の希薄化、長引く物価高騰や世界経済情勢の不透明化、気候変動による自然災害の増加など、多くの政策課題に直面しており、大都市共通の行政需要も増加し続けております。

これらの課題に迅速かつ的確に対応するためにも、基礎自治体としての現場力と大都市としての総合力を併せ持つ政令指定都市が、その力を最大限に発揮し、圏域及び我が国全体を牽引していかなければなりません。この役割を果たし、持続可能な大都市経営を行っていくためにも、地域の特性に応じた多様な大都市制度の実現が必要であり、本委員会としても、他の指定都市とも連携しながら、国に対して新たな大都市制度の早期実現を求めていく必要があると考えるところであります。

以上、本委員会の活動についての報告いたします。

○議長（菅野吉記君） 次に、未来都市創造に関する特別委員会委員長門田まゆみ君。

（28番門田まゆみ君登壇）

○28番（門田まゆみ君） 未来都市創造に関する特別委員会の活動状況について、御報告申し上げます。

本委員会は、神戸市会初の試みとして、市当局が提案する政策をただだけでなく、議会の立場から独自の政策提言を行うことを目指して、平成26年度に設置されました。設置以来、新たな時代の神戸のまちづくりはどうあるべきかについて、専門的な知見などを活

用しながら、調査・議論を行い、様々なテーマで市長に対して提言を行ってまいりました。

令和6年度は、神戸が将来にわたり魅力あふれる、活気あふれる都市として存続していくための重要なテーマとして、「子育て世帯に選ばれ住み続けたいまちづくり」を取り上げ、当局の取組状況や既存のデータを踏まえながら、幅広い観点から調査・議論を行いました。

折しも日本経済新聞社が行う、共働き子育てしやすい街の第1位に本市が選ばれ、一定の評価をいただいたところですが、かつては人口消滅可能性地域の1つとして須磨区が挙げられたこともあり、現に本市人口は急速に減少しています。次代を担う人材を生み育て、都市としての活力を維持していくためには、子育てのしやすさはもとより、子供たちが将来自己実現を図るためのよりよい教育環境、その力を生かす就業環境の整備が求められるところであります。

ただ、委員会活動の時間の制約もあり、教育環境や就業環境は改めて議論するとして、今回は結婚前の若者たちの結婚や出産、子育てに対する意識やニーズ、夫婦共働きや育児休業に対する雇用者・被雇用者の意識などを調査し、その結果を基に、どのような施策が必要かを中心に議論いたしました。

特に今回の調査においては、単に当局の説明を聞くにとどまらず、委員自身が直接当事者の生の声・意見を聞くフィールドワークを行いました。フィールドワークの手法といたしましては、本委員会を3つのグループに分け、それぞれの調査対象を定めて実施しました。

調査対象は次の3つです。1つ目は、将来の子育て世帯、具体的には大学生や高校生の方々です。2つ目は、子育て世帯の雇用の観点から、市内企業や事業者。3つ目は、現在、子供を育てているの方々です。それぞれのグループでアンケート調査のほか、子育て支援施

設や就業場所等を直接訪問した意見交換会やヒアリングなどを実施し、多くの御意見を聴取することができました。

こうした調査活動を踏まえ、委員間討議を重ねた結果、本市が子育て世帯に選ばれ、住み続けたいまちになるために必要な視点として、子育て支援施策が伝わる子育てとの両立がイメージできること。真にニーズに合ったサービスが提供できること。子育て世帯が働きたい、または働きやすいと思える職場があること。以上の3つの意見をまとめました。

5月22日には、本委員会の活動を市民の皆様へ御報告するため、市民報告会を本会議場で開催し、幅広い年代の皆様へ御参加いただき、また事前の御質問や開催後のアンケートでも多くの御意見をいただきました。改めて皆様の関心の高さを認識するとともに、我々といたしましても、今後の活動に生かしてまいりたいと存じます。

以上、委員会の活動状況について御報告申し上げます。当局におかれましては、本委員会における意見なども踏まえ、本市が将来にわたり子育て世帯に選ばれ、住み続けたいまちとなるよう取り組んでいただくよう要望し、委員長報告といたします。

○議長（菅野吉記君） 以上で報告は終わりました。

○議長（菅野吉記君） 次に、日程第31 常任委員会委員、市会運営委員会委員及び特別委員会委員の選任についてを議題に供します。

本件は、常任委員会委員及び市会運営委員会委員については、委員会条例第6条第1項の規定に基づき、また外郭団体に関する特別委員会委員、大都市行財政制度に関する特別委員会委員及び未来都市創造に関する特別委員会委員については、委員全員より辞任願が提出され、議長において許可いたしましたので、その後任委員について委員会条例第6条第1項の規定に基づき、それぞれ議長より指名しようとするものであります。

それでは、各委員会の委員を御指名申し上げます。

各委員会委員は、それぞれお手元の常任委員会委員名簿、市会運営委員会委員名簿及び特別委員会委員名簿のとおり御指名申し上げます。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この際、申し上げます。

次回本会議は、来る6月9日午前10時に開きます。

なお、ただいま在席の各位には、文書による開議通知は省略させていただきますので、さよう御了承願います。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

（午前11時8分散会）

神戸市会議長

菅野吉記 ⑩

神戸市議員

河南忠和 ⑩

神戸市議員

大かわら 鈴子 ⑩

神戸市会事務局長

村井秀徳 ⑩